

平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N E W A R T
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 白 石 哲 也
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

(開示事項の経過) 会社分割による持株会社体制への移行に伴う 吸収分割契約締結及び定款変更(事業目的の変更)に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日付の「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」において、平成 29 年 10 月 1 日を目処に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。当社は、本日開催の取締役会において、当社の 100%子会社である株式会社ニューアート・シーマ(以下「承継会社」と)との吸収分割契約締結を承認すること(以下「本会社分割」)を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、持株会社体制への移行に伴い、当社定款の事業目的を持株会社体制移行後の事業にあわせる変更を行うことを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

本会社分割及び定款変更(事業目的の変更)につきましては、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件としています。

なお、本会社分割は、当社の 100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 持株会社体制への移行のための会社分割

1. 持株会社体制への移行目的

当社グループを取り巻く環境は、ジュエリー事業及びエステ事業においても、競争が激化している状況ではありますが、当社グループは、積極的なコスト削減、営業改革、広告宣伝施策に取り組む等、事業拡大を図ってまいりました。平成 28 年 11 月に、ジュエリー事業において、海外初となる台湾及び中国への進出を決定し、アジアにおける事業展開を本格的に推進しています。

このような事業環境の下、当社は更なる事業の成長及び企業価値の最大化のため、責任体制の明確化を図り、事業間のシナジー効果の最大化、機動的な組織再編、戦略的な事業提携、コーポレートガバナンスの強化等、グループ各社が事業環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	平成 29 年 5 月 29 日
吸収分割契約締結	平成 29 年 5 月 29 日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社及承継会社）	平成 29 年 6 月 29 日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

(2) 本会社分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社 100%子会社である株式会社ニューアート・シーマを吸収分割承継会社とする吸収分割になります。

(3) 本会社分割に係わる割当の内容

承継会社は、本会社分割に際して、普通株式 9,000 株を発行し、そのすべてを当社に割当て交付いたします。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金等

該当事項はありません。なお、本会社分割による承継会社の資本金の額は、90 百万円増加いたします。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本効力発生日における当社ジュエリー・アート事業に関する権利義務のうち吸収分割契約において定める資産、債務、契約上の地位、雇用契約およびその他の権利義務を当社から承継します。ただし、法令により本会社分割による承継ができないもの、承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じもしくは生じる可能性のあるもの、その他本会社分割により承継会社に承継させた場合に当社または承継会社に著しい不利益が発生するものについては、協議の上、本権利義務から除外することができるものとしています。

当社から承継会社へ承継させる債務については、重疊的債務引受の方法によるものいたします。ただし、債務の負担者は承継会社とし、当該承継債務について、当社がその履行その他の負担をしたとき、当社は承継会社に対してその負担の全額について求償することができるものとしています。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び本会社分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みに問題ないものと判断しております。

3. 本会社分割の当事会社の概要

	分割会社 平成 29 年 3 月 31 日現在	承継会社 平成 29 年 5 月 19 日設立時現在
(1) 名称	株式会社NEW ART	株式会社ニューアート・シーマ
(2) 所在地	東京都中央区銀座 2-6-3	東京都中央区銀座 1-15-2
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 白石 哲也	代表取締役 白石 哲也
(4) 事業内容	ジュエリーの製造・販売等	ジュエリーの製造・販売等
(5) 資本金	2,617 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	平成 6 年 9 月 5 日	平成 29 年 5 月 19 日
(7) 発行株式数	332,527,514 株	1,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主及び 持株比率	YUKIO SHIRAIISHI 20.00% (株) ホワイトストーン 9.77% 白石 勝代 7.90% KOEI SHIRAIISHI 6.07% 株式会社ベルコ 3.47% 時津 昭彦 2.52% 小田 明 1.83% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 1.06% 加勢 正浩 0.79% 丹下 博文 0.68%	(株) NEW ART 100%
(10) 当事会社 間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しています。
	人的関係	分割会社は、承継会社に取り締役を派遣しています。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態		
決算期	平成 29 年 3 月期	—
純資産	6,981 百万円	10 百万円
総資産	13,304 百万円	10 百万円
1 株当たり純資産	21.00 円	10,000 円
売上高	13,556 百万円	—
営業利益	1,605 百万円	—
経常利益	1,579 百万円	—
当期純利益	1,094 百万円	—
1 株当たり当期 純利益	3.29 円	—

(注) 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のジュエリー・アート事業の一部

(2) 分割する部門の経営成績（平成29年3月期）

	分割事業実績 (a)	当社単体実績 (b)	比率
売上高	9,154 百万円	10,195 百万円	89.8%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格（平成29年3月31日現在）

資 産		負 債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	4,253 百万円	流動負債	1,385 百万円
固定資産	1,607 百万円	固定負債	126 百万円
合計	5,861 百万円	合計	1,511 百万円

(注) 上記金額は平成29年3月31日現在の貸借対照表を基準としているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本会社分割後の状況（平成29年10月1日（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社NEW ART	株式会社ニューアート・シーマ
(2) 所在地	東京都中央区銀座 2-6-3	東京都中央区銀座 1-15-2
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 白石 幸生	代表取締役 白石 哲也
(4) 事業内容	グループ会社株式保有による グループ管理事業等	ジュエリー事業
(5) 資本金	2,617 百万円	100 百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制へ移行することにともない、当社の事業目的の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本吸収分割契約の締結及びその効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) ↳ (条文省略)</p> <p>(12)</p> <p>(13) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(14) ↳ (新設)</p> <p>(24)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は<u>次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) ↳ (現行どおり)</p> <p>(12)</p> <p>(13) <u>全身美容サロンの経営、マーケティングおよびコンサルタント業務</u></p> <p>(14) <u>美容機器、健康機器、食品および健康食品の販売および輸出入</u></p> <p>(15) <u>ゴルフ用具、用品、各種スポーツ用品の製造、販売修理および輸出入</u></p> <p>(16) <u>紳士服、婦人服その他の衣料品のデザイン、製造、販売および輸出入</u></p> <p>(17) <u>フランチャイズチェーン加盟店の運営、募集および指導</u></p> <p>(18) <u>ゴルフ場、練習場、スクール等スポーツ関連施設の運営および運営支援</u></p> <p>(19) <u>飲食業</u></p> <p>(20) <u>個別信用斡旋業、貸金業、その他IT技術を利用した金融業および保証業務</u></p> <p>(21) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業</u></p> <p>(22) <u>適格機関投資家等特例業</u></p> <p>(23) <u>ファンド(有限責任組合・匿名組合等)の組成・管理業務)</u></p> <p>(24) <u>前各号に関連する一切の事業</u> 2 <u>当社は、前項の事業に付帯または関連する一切の事業および前項各号の事業を営むことができる。</u></p>

(新設)	<u>附則 第2条(目的)の変更は、平成29年5月29日付吸収分割契約に基づく会社分割の効力が発生することを条件として、その効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>
------	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催	平成29年6月29日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)

以 上